#### 監査公表

平成31年度、令和3年度、令和5年度および令和6年度に実施した包括外部監査について秋田市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和7年9月30日

秋田市監査委員 鶴 田 嘉 裕 秋田市監査委員 髙 井 宏 司 秋田市監査委員 藤 田 信 秋田市監査委員 堀 内 和 恵

令 7 総第 1 4 5 6 号 令和 7 年 8 月 2 8 日

秋田市監査委員 様

秋田市長 沼谷 純

包括外部監査の結果に対する措置状況について (通知)

令和6年度以前に実施された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり通知します。

平成31年度包括外部監査(秋田市のまちづくりに関する事務の執行について)の結果 に対する措置状況調書

## 項目(報告書・概要書ページ) 監査結果の要旨

## 措置状況:担当課所室 措置の内容

# 第3章 秋田市のまちづくりについて

### 3. 監査の結果

(3) 空き家対策について

【意見5】空き家の活用について(40頁・ 7頁)

地方自治体自らまたは共同出資等による ランドバンクを設立し、空き家の活用方法|管理に関する条例」を改正し、空家等対策 について検討されたい。

(措置済み:住宅政策課)

令和6年12月に「秋田市空き家等の適正 計画の作成および変更ならびに実施に関す る事項を各分野の専門家で調査審議する空 家等対策審議会の設置等に係る規定を設 け、同審議会を令和7年4月に設置した。

審議会では、低未利用地解消のためのラ ンドバンク事業実施の可能性も含め、空家 等対策計画に位置づけている取組について 検討することとしている。

## 第4章 監査対象とした各課の事業に対す る監査の結果

#### 4. 住宅整備課

#### 4-2 監査の結果

(1) 空き家定住推進事業について 【意見13】空き家バンクに登録できない空 き家に対する対策の強化について(70頁・ 10頁)

流通性のある空き家については、空き家 バンクなどの受け皿が構築されているが、 用されない空き家になってしまうため、空|団体と協議し、現行の空き家バンク制度の き家バンクに登録できない空き家に対する | 改正を検討する。 対策を強化することが重要であると考え がより有用なものと考える。

(措置予定・検討中:住宅政策課)

流通が難しい空き家への対策として、他 都市で行っている流通困難空き家再生バン ここから漏れてしまうものは、多くが利活|ク等の先進事例を研究するとともに、関係

また、現在作成中の空き家等対策ガイド る。また、空き家になる前の段階での対策 ブックを主に空き家若しくは管理不全とな る前の所有者等に配布することにより適正 管理を促進する。

#### 5. 防災安全対策課

#### 5-2 監査の結果

(1) 老朽危険空き家等対策経費について 【意見14】特定空き家等に対する措置につ いて(77頁・10~11頁)

特定空き家等に関する適切な措置の実施 を図るため、国の指針を参考に地域の特性不全空家等判断基準」を策定し、この基準 を踏まえた特定空き家の認定に関するマニ に基づき特定空家等を1件認定し、段階的 ュアルを作成する必要があると考える。

(措置済み:住宅政策課)

令和6年12月に「特定空家等および管理 な法的措置を講じている。

令和3年度包括外部監査(情報システムの財務に関する事務の執行及び情報セキュリテ ィ等の管理体制について) の結果に対する措置状況調書

## 項目(報告書・概要書ページ) 監査結果の要旨

## 措置状況:担当課所室 措置の内容

## 第4 監査対象とした個別システム等の概 要と結論

- 4. 情報システムに係る運用業務について 【意見9】標準化に向けた長期継続契約に ついて(48頁・11頁)
- ・標準化との関係で、生活保護システムを ったのではないか。

・生活保護システムの更新、またはそれ以 降の近い時期に一部業務についてRPAの ステムを更新し、標準準拠システムへ移行 導入の検討及び実装を行うべきである。

#### (措置予定・検討中:保護第二課)

令和2年4月の現行システムの契約時に クラウド化する要件定義を採用すべきであ」は、標準化に関して、国から明確な計画が 示されていなかった。加えて、セキュリテ ィ上の観点から、市民の情報を外部に保管 することについて時期尚早と判断し、現行 システムをクラウド化する要件定義を採用 しなかったものである。

> 令和8年9月に予定しているシステム更 新に当たっては、令和4年10月に国から地 方公共団体情報システム標準化基本方針で 標準化の計画が示されたほか、令和6年5 月に本市の情報セキュリティーポリシーが 改正され、クラウドサービス等外部サービ スで重要な情報を取り扱う場合の留意点や 手順等について具体的に定められたことを 踏まえ、システムをクラウド化することと している。

#### (措置予定・検討中:保護第二課)

生活保護システムは、令和8年9月にシ することとしている。

現在、新システム移行後における業務フ ローの見直しを進めており、その結果を踏 まえ、RPAの導入により効率化が見込ま れる業務について、庁内およびベンダーな どと調整し導入を検討する。

令和5年度包括外部監査(「県都『あきた』創生プラン(第14次秋田市総合計画)」の策 定及び進捗管理に関する事務について) の結果に対する措置状況調書

## 項目(報告書・概要書ページ) 監査結果の要旨

## 措置状況:担当課所室 措置の内容

## 第4章 指摘事項及び監査の結果に添えて 提出する意見

#### 2 監査結果について

## (2) 監査の結果に添えて提出する意見 【意見1】総合計画にかかる根拠規定につ いて(108頁・5頁)

策定までのプロセスのみならず、その進| \*投管理や事後的な評価まで含めた運用につ」の行政経営システムのあり方も含め、規定 いても、何らかの形で規定化し、市の政策 | 化の要否とともに検討する。 実施プロセスの中の総合計画の位置づけを 明確化することが望ましい。

## 【意見3】総合計画の策定・実行における、 行政以外の地域住民等の関与について(11) 1頁 • 9頁)

中長期的な課題として、総合計画の策定 その他団体などの参加を高め、計画内で方 によるワークショップを開催したほか、今 針・目標・施策を共有し、それぞれの役割 後、市長が市内各地を伺い、市民と直接意 分担を明確化して、協働的に地域の課題の 見交換することとしている。 識別・解決を果たしていくことが望まれ る。

## 【意見6】計画策定に関する知見・経験の 引継ぎについて(117頁・15頁)

計画策定の実務自体の経験が豊富でない 担当者が計画を作ることを前提に、知見や 立案等の過程における議論、意見交換など ノウハウの適切な引継ぎを徹底するよう、 組織的な対応が求められる。

(措置予定・検討中:企画調整課)

総合計画の運用が明確になるよう、今後

(措置予定・検討中:企画調整課)

第15次総合計画の策定に当たり、新たに ・進捗管理プロセスへの地域住民・企業・ 大学生・民間企業の社員・移住者等の若者

> 計画策定後の進捗管理・事後評価の段階 においては、これまで以上に市民協働の視 点を取り入れられるよう検討する。

#### (措置予定・検討中:企画調整課)

計画の策定や策定後の進捗管理、事業の を通じて、知見やノウハウの継承が図られ るものと考えているが、これに加え、全庁 的な考え方などが共有できるよう、総合計 画の運用をより明確にすることを検討する。

## 【意見7】施策とKPIの関連性の精度を 高める観点からの、ロジックモデルの活用 について(118頁・16頁)

計画の指標が将来都市像の各施策を管理 か、目標値の水準が適切であったかなどを 証し、必要に応じて見直しを図る。 しっかりと確認することが非常に重要であ ることから、成果指標たるKPIの合目的 性・信頼性を確保するため、ロジックモデ ルの考え方を意識した政策立案の点検・見 直しを行うべきである。

# 【意見8】「将来都市像」における「政策」 単位のKPIの設定について(120頁・18 頁)

事業活動から最終目的(あるべき姿)に 至るまでの相関関係が確保されるような計 設定のあり方も含め、計画全般について検 画を策定するため、ロジックモデル的な考し証し、必要に応じて見直しを図る。 え方に基づき、可能な限り中間アウトカム の「政策」についても何らかの指標(KP I)を設けて、進捗状況や相関関係の適切 さを定点観測することが望ましい。

# 【意見9】「創生戦略」及びその「重点プ ログラム」単位のKPI・目標値の設定に ついて(124頁・22頁)

「創生戦略」及び「重点プログラム」に 進捗状況や相関関係の適切さを定点観測す 証し、必要に応じて見直しを図る。 ることが望ましい。

(措置予定・検討中:企画調整課)

第15次総合計画の策定に合わせ、指標の する指標としてふさわしいものであった|設定のあり方も含め、計画全般について検

(措置予定・検討中:企画調整課)

第15次総合計画の策定に合わせ、指標の

(措置予定・検討中:企画調整課)

第15次総合計画の策定に合わせ、指標の ついて、それぞれ指標 (K P I ) を設けて、│設定のあり方も含め、計画全般について検

## 【意見12】行政経営会議における事業単位 のKPIの活用について(129頁・27頁)

事業単位で指標(KPI)を設け、事後 的に評価しその後の政策の見直しに反映さ 業の提案時に成果指標の設定を求めてお せることに意義があることから、現在部分り、さらなる成果指標の導入範囲の拡大に 的に導入されている事業単位の指標とその一ついては、第15次総合計画の策定にあわせ、 モニタリングについて、事業と指標の相関措標の設定のあり方全般について検証し、 関係を適切にしつつ、導入範囲を広げても一必要に応じて見直しを図る。 らいたい。

(措置予定・検討中:企画調整課)

令和6年度から行政経営会議での新規事

令和6年度包括外部監査テーマ(秋田市の人口減少対策にかかる計画、事業の実施およ び評価に関する事務について) の結果に対する措置状況調書

## 項目(報告書・概要書ページ) 監査結果の要旨

## 措置状況:担当課所室 措置の内容

#### 第4章 監査の結果

- 1 全般的事項に関する監査の結果
- (2)指摘および意見
- I 総合戦略の策定

ロジカルな紐付けについて(84頁・6頁)

基本目標に係る数値目標と、施策のKPI の関連性について不明確と思われるケース ととしており、令和7年度の改定に合わ が散見されるため、指標の設定において政して、適切にKPIを設定する。 策の「目的と手段」が「適切に相関してい るかどうか」、再度検討することが望まし 11

# 【意見2】総合計画との一体化について (85頁 - 8頁)

人口減少対策やまちの活性化といった政 策テーマは、国の要請という縛りがなくと の改定に合わせ、統合することとしている。 も、市の重要課題として長期計画の策定と その効果検証を継続して取り組むのであれ ば、総合計画と総合戦略の一体化について 検討することが望ましい。

【**意見1】階層別のKPI(成果指標)の**|(措置予定・検討中:人口減少・移住定住 対策課)

総合戦略は、次期総合計画と統合するこ

(措置予定・検討中:人口減少・移住定住 対策課)

総合計画および総合戦略は、令和7年度

# て (87頁・10頁)

客観性のある「エビデンス」に基づいて め、データを政策や事業の事前評価・事後 く。 評価に役立てるよう研究実証を推進するこ とが望ましい。

# Ⅱ 総合戦略の進捗管理ならびに情報開示 【意見4】KPIの設定について(活動指 標と成果指標の区別)(89頁・11頁)

「市総合戦略」で設定されているKPI について、成果指標ではなく活動指標にあしており、令和7年度の改定に合わせ、適 たるものが散見されるため、適切な指標を 切に ΚΡΙを設定する。 設定することが望ましい。

### Ⅲ 庁内連携の推進

# 業について(91頁・14頁)

若者世代に向けた事業が少ないように見 受けられるため、若者を「経済的に支援」 するという発想だけではなく、事業への参 一クショップを開催し、活用することとし 画や意見アイデアの反映、チャレンジの後ている。 押しなどといった、若者世代の力を取り入 れ「活用する」事業のあり方について検討 することが望ましい。

【**意見3】データの活用と戦略策定につい**|(措置予定・検討中:人口減少・移住定住 対策課)

事業の立案や実施において、客観性の高 検証した結果からは、全体としての方向性いデータを活用し、事業実施による効果と が客観的な数字で示されるはずであるた の関係性の明確化を図るなど、EBPMを め、客観性の高いデータの収集や解析を進 意識するよう、関係各課と連携を図ってい

> (措置予定・検討中:人口減少・移住定住 対策課)

総合戦略は、総合計画と統合することと

【意見5】若者世代をフィーチャーした事 (措置予定・検討中:人口減少・移住定住 対策課)

> 次期総合計画の策定に当たり、若者等の |意見やアイデアを聴取する機会として、ワ

# 【意見6】いわゆる「部局間連携」、「事業 間連携 について (92頁・14頁)

庁内連絡協議会の参加メンバー以外に も、実務担当者間の連携ができる情報共有 | 代表者による協議のほか、実務担当者によ の場や機会が広がることが望ましい。

## Ⅳ 予算事業にかかる全般的事項

【指摘1】補助金の消費税等相当額にかか る仕入税額控除対象分の把握・返還手続に ついて (93頁・4頁)

税制上、補助金は非課税売上に分類され る一方で、補助対象事業者が、補助事業に 等の交付について、年度当初の予算執行方 係る経費の消費税を仕入控除に含めた場 針において適切に対応するよう通知したほ 合、自らが支払っていない消費税の仕入控|か、全庁を対象に行った予算執行に関する 除を受け実質二重補助となる。

補助対象事業者が補助事業に係る経費の「請求手続等を明記するよう周知した。 仕入控除を受けたことが明らかとなった場 合は、控除税額相当額の補助金を返還させ」(措置済み:文化振興課、商工貿易振興課) る必要があることについて、補助金の要綱 に特段の定めを行っていない事業が多数を 額にかかる仕入税額控除対象分の報告の徴 占めていることから、報告の徴求ならびに | 求ならびに返還請求手続について要綱へ明 返還請求手続について、要綱へ明記するか、記した。 事務マニュアルを整備すべきである。

(措置済み:人口減少・移住定住対策課)

「人口減少対策庁内連絡協議会」では、 る検討部会を適宜開催している。

また、参加メンバー以外であっても、関 連する部局の実務担当者と情報共有を図り ながら検討を進めているほか、取組の成果 を「検討結果報告書」にまとめ、各部局と 情報共有を図っている。

(措置済み:財政課)

消費税等仕入税額控除を考慮した補助金 説明会においても、要綱を点検の上、返還

令和7年度から、補助金の消費税等相当

(措置済み:企業立地雇用課)

令和7年度から、事業者に対する補助制 度については補助対象経費に係る消費税お よび地方消費税の額を含まないものとする こととし、要綱を改定した。

# 指標、成果指標) について (95頁・15頁)

各事業の実施結果がどのような成果に帰 結したかをロジカルに説明できるよう、デレとしており、令和7年度の改定に合わせ、 ジタル技術を活用したデータの取得や分析 | 適切にKPIを設定するとともに、事業の 方法の高度化の検討やそれらを使いこなせ | 実施により想定される成果等の説明ができ る人材の育成も含め、庁内での体制を整備 るよう、行政経営会議において取り組んで することが望ましい。

# 2 個別事業に関する監査の結果

### (2) 指摘および意見

## I. 1. 1 秋田市ふるさと応援寄附金推 進事業

# 【意見8】ふるさと納税の収支について (102頁 - 16頁)

令和元年度~5年度までの5年間のふる さと納税の単純収支は赤字が続いているこ とから、市の産品の販売額増加やブランド どの取組により、実質収支は大幅な黒字に カアップ、ひいては税収アップにつなげら 転じた。 れるような取組を、部局間連携・事業者連 携なども駆使して、執り行っていくべきと 化し、返礼品の開発やブランド力向上に向 考える。

#### (措置困難:住宅政策課)

「空き家定住推進事業」は、課税事業主 ではない個人に対して補助する事業である ことから、控除仕入税額の発生の有無につ いての報告や返還手続きについては、要綱 へ明記する必要がないものと考えている。

【**意見7】事業単位のモニタリング(活動**|(措置予定・検討中:人口減少・移住定住 対策課)

> 総合戦略は、次期総合計画と統合するこ いく。

(措置済み:人口減少・移住定住対策課)

令和6年度のふるさと納税は、新たな返 |礼品の開拓や市内外のイベントへの出展な

今後も部局間および事業者との連携を強 けた取組を通じて本市の特色ある産品を広 く発信するとともに、ふるさと納税の増収 につなげていく。

# I. 1. 2 移住促進事業 【意見9】秋田市プチ移住体験事業につい て(108頁・17頁)

移住相談ツアー参加者の移住につながっ た割合が低下していることおよび移住体験 を選択している方よりも、地方移住に関心 住宅の利用件数が少ないことから、より効を持っている方の割合が高く、実際の移住 果的な事業の実施方法を検討する必要があ 件数は少なかった。 る。

# 【意見10】東京圏移住支援事業について (108頁・17頁)

「秋田移住支援金マッチングサイト」に おいて、より幅広な業種の掲載を促すなどおり、本市としても機会を捉えて様々な事 の対応が必要である。

また、これからの多様な働き方等を踏ま えた要件があることを周知し、若者世代の 移住フェアや移住相談時に制度の周知を図 利用件数の増加につなげることが望ましることで、若者世代の利用を促している。 11

(措置済み:人口減少・移住定住対策課)

これまでの参加者は、移住地として本市

現在は、他部局と連携し、仕事や教育環 境など移住者が必要とする支援や情報提供 等を行い、本市への興味や関心を喚起する ことでツアーや体験住宅の利用を促し、移 住者の増加につながるよう努めている。

(措置済み:人口減少・移住定住対策課) マッチングサイトは、秋田県が運営して 業者に掲載を促している。

また、移住希望者に対しては、引き続き

# I. 1. 3 シティプロモーション事業 【意見11】若者世代向けの事業について (112頁・18頁)

「シティプロモーション推進事業」によ り、シビックプライドの醸成を図るととも の視点として「シビックプライドの醸成」 に、「若者の活用、参画(世代交代)」を大|を位置付けているほか、「シティプロモー きなテーマとして捉え、部局間連携・事業 ション基本方針」に基づき、全庁的にシビ 間連携により、全庁的に取り組むことが望し、クプライドの醸成に取り組んでいる。 ましい。

# I. 1. 4 地域おこし協力隊活用事業 【意見12】元隊員の移住者の活用について (115頁 - 19頁)

元隊員との関係を継続して、人口減少対 策に関する事業へ協力していただくことが た元隊員に関しては、そのスキルの活用を 望まれる。

用につなげられるよう連携を強化すること が望ましい。

(措置済み:人口減少・移住定住対策課)

総合計画において、計画推進に当たって

引き続き、若者の挑戦を応援していくほ か、「人口減少対策庁内連絡協議会」や実 務担当者同士の連携など、部局間連携等に より、若い世代に向けた事業のさらなる充 実に取り組んでいく。

(措置済み:人口減少・移住定住対策課)

移住定住コーディネーターとして活動し 図りながら、退任後も移住者交流会や起業 他の部課の他の事業においても、人材活 に対するアドバイザーなどとして連携して 移住定住施策の推進に取り組んでもらって いる。

> 他の分野においても、協力隊制度は任期 後も地域に定着して活動することを目指す 制度であることを改めて周知しながら、制 度の活用を促している。

# I. 2. 4 文化創造プロジェクト推進経費 【意見13】プロジェクトの効果測定につい て(119頁、20頁)

文化創造プロジェクトは、中心市街地を 活性化し、市を文化芸術のまちにすることでの参加人数や経済波及効果、事業報告・ を目指す大規模な取り組みである。このプレポートへのリーチ数、市民主体の活動に ロジェクトの成果をロジカルに測定するこ 向けた意欲の向上、市民活動の提案・実施 とは難しいが重要であり、長期的な視点で 件数、文化創造館における館内展示の来場 の評価が求められる。具体的には、「中心市」者数、さらには、マスコミの取材による新 街地の活性化」や「シビックプライドの醸| 聞等への掲載・報道件数などを目標数値と 成」、「経済波及効果」をどのように測定すして毎年度設定しており、設定した数値に るかについての方法論を検討し、成果指標 基づいた年間の評価を行っている。 を設定して中間評価を行うことが望まれる。

# Ⅱ. 1. 1 秋田港大型クルーズ船誘致等 事業

# 【意見14】交流人口、経済効果の測定把握 について(122頁・20頁)

クルーズ船の寄港による経済効果は、乗 客の消費行動によって期待されているが、 実際の効果を正確に測るためのデータが不いく。 足している。特に、乗客が市内でどのよう に行動しているかという具体的なデータが 不足しており、経済効果を正確に把握でき ていないことから、事業成果の測定をより 緻密に行うことに取り組むべきである。

(措置済み:企画調整課)

文化創造プロジェクトにおいては、現地

今後も目標数値の更新を行いつつ、継続 して目標設定と中間評価を実施していく。

(措置予定・検討中:観光振興課)

乗客の動向と消費状況等について、事業 成果の測定方法を県や関係団体と検討して

# Ⅱ. 1. 2 観光プロモーション事業 【意見15】アトラクションの効果把握につ いて(125頁・21頁)

実施報告書では、首都圏や海外での竿燈 の演技による P R 活動を行った際の集客数 ターから高い評価を得ている。令和6年に や観客・プロモーターの反応などの情報が | 台湾台南市で開催された南営国際民俗芸術 ないため、本事業のプロモーションの具体 祭での竿燈演技がプロモーターから高く評 的な成果がみえないことから、事業成果を | 価され、台湾国内の他のイベントへの招致 具体的に測定する手段を検討し、評価を行体頼につながったほか、秋田竿燈浅草まつ っていくことが望まれる。

# Ⅱ. 2. 3 芸術文化のまちづくり推進事業 【意見16】地方創生関連事業への関連付け について(134頁・21頁)

「芸術文化のまちづくり推進事業」は、 事業目的や効果などを踏まえると、地方創 関連事業として、「基本目標③ (多様なつ 生関連事業に位置付けられるのではない ながりを築き、秋田市への新しいひとの流 か。

(措置済み:観光振興課)

**竿燈演技は、イベント主催者やプロモー** りは令和7年で14回目の開催となり、主催 団体である地元商店街から今後の継続開催 を希望されている。

引き続き、主催者からのフィードバック (再招致の意向、イベントへの貢献度、観 客の反応)を確認するほか、今後は、観客 への聞き取りによる関心度や訪問意欲の変 化、イベント集客数などを集計し、プロモ ーションの効果を把握することとした。

(措置済み:人口減少・移住定住対策課)

令和7年度当初予算において、地方創生 れをつくる)」に位置付けた。

#### Ⅲ. 1. 1 地域支援事業

# くり) の利用拡大について(139頁・22頁)

申請前の企画・事業計画づくりや申請時 のプレゼンの助言サポートなどを含め、学|利用拡大については、Web会議ツールを 生の主体性に寄り添った支援を充実して、 積極的に交付金の利用を拡大する方向で事 プレゼンに関する講座等を開催するなど、 業活動を推進していただきたい。

# Ⅲ. 1. 2 市民協働・市民活動支援事業 (142頁 - 22頁)

若い世代の興味を得られやすいコンテン ツや、発言・発表・意思表示の場などの提 を活用した情報発信やオンラインミーティ 供、参加しやすい方法 (SNSやオンライ)ングの実施、デジタル技術の積極的活用等、 ンミーティングといった、デジタル技術の一若い世代の興味を得られやすい手法を検討 活用を含む)でのアプローチなど、積極的し、実施していく。 に行っていくことが期待される。

# Ⅳ. 1. 1 放課後児童健全育成事業 【意見19】事業委託先の要件の確認につい て(145頁・23頁)

事業委託先の要件となっている「政治的 又は宗教上の組織に属していないこと」に 書の様式に、「政治的又は宗教上の組織に属 ついて、文書等では確認ができないため、 誓約書の徴求などの対応により、手続きを を設けた。 漏れなく行えるよう体制整備をすることが 望ましい。

【**意見17】地域づくり交付金(学生まちづ**」(措置予定・検討中:中央市民サービスセ ンター)

> 地域づくり交付金(学生まちづくり)の 活用したオンラインでの相談を行うほか、 学生に向けた支援を拡充していく。

【意見18】若者世代の取り込みについて (措置予定・検討中:中央市民サービスセ ンター)

若者世代の取り込みについては、SNS

(措置済み:子ども福祉課)

事業開始前に提出を求めている実施計画 していないこと」について確認する記載欄

# Ⅳ. 1. 4 放課後こども教室推進事業 【意見20】学校(教育委員会)との連携強 化について(152頁・23頁)

放課後子ども教室は、地域と学校の協働 活動の一環として、各小学校のコミュニテールとの連携に関する課題を整理した上で、 ィ・スクールと連携した活動が求められて 定期的な意見交換等が行えるよう教育委員 いるが、放課後における児童へのケアのあるや各小学校と協議を進めていく。 り方について統一的イメージがないため、 連携の仕組みの整備が課題となっている。 教育委員会と担当課との連携を強化し、情 報共有や意見交換ができる場を設けること が望ましい。

# V. 1. 2 創業支援事業 【意見21】総合戦略のKPI「開業率」に ついて(157頁・24頁)

総合戦略において本事業が紐づけられて いる施策「地域の強みをいかした産業の育」定数いることから、既存制度の更なる活用 成・創出」については、「開業率」をKPI としているが、「開業率」は法人を前提としり方のほか、取組の成果に対する新たな指 た指標であることから、近年増加している 標について検討していく。 個人事業主形態の創業の動きをカバーした ものになっていない。

個人事業主の起業への支援・サポートを 充実するとともに、その成果を別個の指標 で測定できないか、検討することが望まし 11

(措置予定・検討中:子ども福祉課)

放課後子ども教室とコミュニティ・スク

(措置予定・検討中:商工貿易振興課)

個人事業主として創業を目指す市民も一 とともに、対象者への支援・サポートのあ

# 【意見22】若者創業支援、学生創業支援に ついて(157頁・24頁)

若者や学生の創業に対する補助実績が少 ないため、起業に興味がある人への制度周として、産学官連携で学生同士が交流し、 知や情報共有、コミュニケーションの場の 新たなビジネスの創出を図るイベントを開 提供、相談支援などを通じて積極的にニー ズの掘り起こし・サポートを行い、補助金|きたにおいて起業への関心を高めるセミナ の利用を促進することが望まれる。

# V. 1. 3 業態転換等支援事業 【意見23】業態転換・デジタル技術活用の 促進について(160頁・25頁)

業態転換等支援事業費補助金の予算に対 し実績が伸びていないため、より周知に取してよる設備投資のほか業態転換・新分野進 り組む必要がある。

また、新設備導入に対する補助が多く、 業態転換につながる動きへのアプローチがつていく。 不足しているため、人口減少対策の観点か また、本事業は物価高騰対応重点支援地 らは、業態転換やデジタル技術の活用によっ方創生臨時交付金を活用していることから、 んだ取組みが望まれる。

#### (措置済み:商工貿易振興課)

本市では、起業に興味のある学生を対象 催している。また、チャレンジオフィスあ ーや段階的なサポートをする際、補助金の 活用を促すことなどをしている。

現状において、制度開始時より若者や学 生による補助相談件数が増加傾向にあるこ とから、引き続き高等教育機関を通じた制 度の周知や創業支援ポータルサイト「アキ チャレ」およびSNSの活用により利用促 進を図っていく。

#### (措置予定・検討中:商工貿易振興課)

市内事業者の状況も踏まえ、生産性向上 出についても活用が図られるようSNSや 関係団体への情報提供などにより周知を図

る新機軸の事業参入を後押しする政策とな 事業の見直しは検討していないが、人口減 るようスキームの練り直しを含め、一歩進|少対策の観点による別の枠組みで検討して いく。

# Ⅵ. 1. 1 マイタウン・バス運行事業 【意見24】運転士不足への対応について (167頁 - 25頁)

全国的に、バス運転士不足の問題が表面 化しており、市でも、路線維持の事業・政間で「秋田市の持続可能な公共交通サービ 策において、路線維持のための運転士不足ス実現に向けた連携協定」を締結し、路線 への対応がより切実に求められることにな の再編や利便性の向上、運転士不足対策等 等と連携した取り組みを適宜実施していく| ことが望まれる。

# VI. 1. 2 公共交通研究事業 【意見25】公共交通網再編の重要性につい て(170頁・26頁)

地方公共交通は、既存の事業形態では持 続的な運営に限界が来ていることは明白で、交通サービスの実現に向けて、公共交通網 市から公共交通事業者への補助も維持が難の再編検討を始めており、令和5年度末に しくなることからも、公共交通ネットワー クの再編は重要な課題であり、官民一体で による具体案の検討を行うこととした。 課題を解決していく体制を構築していくこ とが望まれる。

#### (措置済み:交通政策課)

令和6年4月に、バス事業者と本市との ると思われるため、バス・タクシー事業者 に関する取組について定期的に協議を行っ ている。

> バス事業者には、令和5年度からバス運 転体験会や運転士募集に関するテレビCM などの取組、タクシー事業者には、令和6 年度から運転士確保に向けたプロモーショ ンに係る費用の一部をそれぞれ支援してい る。

> 今後も運転士確保に向けた取組を継続し て実施できるよう、本市としても支援策を 講じていく。

#### (措置済み:交通政策課)

本市では、将来にわたり持続可能な公共 |再編路線案を作成・公表し、今後、事業者

バス事業者とは令和6年4月に再編実現 に向けた「秋田市の持続可能な公共交通サ ービス実現に向けた連携協定」を締結して おり、公共交通の確保・維持および利便性 向上に向けた取組を進めていく。

# Ⅵ. 1. 3 地方バス路線維持対策経費 【意見26】秋田市運転士担い手確保支援事 業費補助金について(173頁・26頁)

要綱内における対象経費の定義が、「運転 士確保対策のために行う取組に係る経費」 とおおざっぱな印象が否めないことから、 政策の実効性を高めるため、事業者が申請 が望まれる。

# VI. 2. 1 空き家定住推進事業 【意見27】中活区域等市民への補助につい て(174頁・27頁)

中活区域等内の居住者への補助自体は、 特段の問題はないように思われるが、本来 補助は、当該区域への居住誘導を図ること は移住者の住宅確保のサポートを推進する|で、コンパクトシティの形成や本市への安 ことが目的であることから、移住者への交にのながるものと考えており、 付割合が小さい現状に鑑み、今後は本事業 | 今後も継続する必要がある。 のスキームを再検討するか、併用可能な他 の補助事業との事業間連携を促進するなど、「育て世帯移住促進事業補助金」との併用を 移住者の増加につながる活動を行って、本一可能としており、すでに事業間連携を図っ 来の目的に沿った成果につなげることが望している。 まれる。

#### (措置困難:交通政策課)

運転士確保対策については、事業者の創 意工夫によって様々な視点から行われる必 要があると考えている。

運転士不足への対応は喫緊の課題であり、 しやすいように明確な運用がなされること 本市としても支援を行っていくこととして いるが、対象経費を定型的に示すことで事 業者の取組を制限するおそれがあるため、 補助対象経費の定義には一定の自由度をも たせるものとしている。

> 引き続き、広く活用しやすい補助制度と なるよう、周知に努めていく。

#### (措置困難:住宅政策課)

本事業による中活区域等内の居住者への

また、移住者に対しては、本事業と「子

このため、現状のスキームを再検討する ことは考えていないが、移住者への情報発 信などの取組に努め、本事業の利用による 移住者の増加につなげていく。